

令和7年度 第1回

# 国民健康保険運営協議会資料

日時 令和7（2025）年7月31日（木）  
午後2時から  
場所 本庁3階 303会議室

那 須 塩 原 市

## 目次

### 1 報告案件

- (1) 令和6（2024）年度 那須塩原市国民健康保険特別会計決算について P1～3
- (2) データヘルス計画に基づく令和6（2024）年度保健事業の実績について P4～10
- (3) 子ども・子育て支援金制度について P11～13
- (4) 国民健康保険税賦課限度額の改正について P14～15
- (5) その他 P16

### 2 資料

- ・ 那須塩原市国民健康保険について P17～29

■ 令和 6 (2024) 年度 那須塩原市国民健康保険特別会計決算について

【歳入】

(単位：円、%)

款	令和 6 年度決算額	令和 5 年度決算額	比較	増減率
1 国民健康保険税	2,311,899,568	2,342,854,311	△ 30,954,743	△ 1.3
2 一部負担金	0	0	0	0.0
3 国庫支出金	5,734,000	1,499,000	4,235,000	282.5
(1) 災害臨時特例補助金	1,172,000	1,238,000	△ 66,000	△ 5.3
(2) 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	4,562,000	0	4,562,000	皆増
4 県支出金	7,980,089,814	8,170,127,939	△ 190,038,125	△ 2.3
(1) 普通交付金	7,756,893,814	7,957,078,939	△ 200,185,125	△ 2.5
(2) 特別交付金	223,196,000	213,049,000	10,147,000	4.8
5 財産収入	2,871,675	743,084	2,128,591	286.5
6 繰入金	944,200,873	879,446,000	64,754,873	7.4
(1) 一般会計繰入金	944,200,873	715,571,000	228,629,873	32.0
(2) 財政調整基金繰入金	0	163,875,000	△ 163,875,000	△ 100.0
7 繰越金	104,100,613	173,978,325	△ 69,877,712	△ 40.2
8 諸収入	46,696,809	51,397,513	△ 4,700,704	△ 9.1
合計	11,395,593,352	11,620,046,172	△ 224,452,820	△ 1.9

【歳出】

(単位：円、%)

款	令和 6 年度決算額	令和 5 年度決算額	比較	増減率
1 総務費	242,060,933	228,741,949	13,318,984	5.8
2 保険給付費	7,782,326,714	7,984,998,379	△ 202,671,665	△ 2.5
(1) 療養給付費	6,658,944,932	6,839,783,437	△ 180,838,505	△ 2.6
(2) 療養費	59,114,007	64,348,518	△ 5,234,511	△ 8.1
(3) 高額療養費	1,009,418,640	1,023,620,962	△ 14,202,322	△ 1.4
(4) 移送費	0	0	0	0.0
(5) 審査支払手数料	23,537,948	24,497,356	△ 959,408	△ 3.9
(6) 出産育児一時金	23,061,187	25,479,986	△ 2,418,799	△ 9.5
(7) 葬祭費	8,250,000	7,250,000	1,000,000	13.8
(8) 傷病手当金	0	18,120	△ 18,120	△ 100.0
3 国民健康保険事業費納付金	2,976,591,646	3,005,389,919	△ 28,798,273	△ 1.0
4 保健事業費	113,406,095	116,418,310	△ 3,012,215	△ 2.6
5 基金積立金	58,604,675	87,747,084	△ 29,142,409	△ 33.2
6 諸支出金	85,675,702	92,649,918	△ 6,974,216	△ 7.5
7 予備費	0	0	0	0.0
合計	11,258,665,765	11,515,945,559	△ 257,279,794	△ 2.2

【歳入歳出差引額】	歳入合計	11,395,593,352 円
	歳出合計	11,258,665,765 円
	歳入歳出差引額	136,927,587 円 (次年度繰越)

## 令和6（2024）年度那須塩原市国民健康保険特別会計決算の概要について

### 【全体】

- ・ 令和6年度那須塩原市国民健康保険事業特別会計の決算は、歳入113億9,559万3,352円、歳出112億5,866万5,765円となりました。
- ・ 黒字要素である基金積立金、赤字要素である繰越金を加味した実質単年度収支は9,143万1,649円の黒字となりました。
- ・ 前年度と比較すると、歳入は前年度比1.9%の減、歳出は前年度比2.2%の減となりました。

### 【歳入】

- ・ 歳入の主なものは、国民健康保険税23億1,189万9,568円（前年度比1.3%）、県支出金79億8,008万9,814円（前年度比△2.3%）、繰入金9億4,420万0,873円（前年度比+7.4%）、繰越金1億0,410万0,613円（前年度比△40.2%）となりました。
- ・ 国民健康保険税については、被保険者数の減少により減となりました。
- ・ 県支出金については、療養給付費等の保険給付費の減に伴い、その支払い分として交付される普通交付金が減少しました。
- ・ 繰入金については、一般会計繰入金が増加しました。
- ・ 繰越金は、令和5年度国民健康保険特別会計の決算剰余金で、前年度から減少しました。

### 【歳出】

- ・ 歳出の主なものは、総務費2億4,206万0,933円（前年度比+5.8%）、保険給付費77億8,232万6,714円（前年度比△2.5%）、国民健康保険事業費納付金29億7,659万1,646円（前年度比△1.0%）、基金積立金5,860万4,675円（前年度比△33.2%）となりました。

《参考》

(1) 実質単年度収支の推移

(単位：円)

項目	令和6年度	令和5年度	令和4年度
A 歳入	11,395,593,352	11,620,046,172	12,174,309,637
B 歳出	11,258,665,765	11,515,945,559	12,000,331,312
C 収支差引残額	136,927,587	104,100,613	173,978,325
D 法定外一般会計繰入金	0	0	0
E 基金繰入金	0	163,875,000	0
F 繰越金	104,100,613	173,978,325	291,001,480
G 基金積立金 (【ア】 + 【イ】)	58,604,675	87,747,084	267,506,465
H 実質単年度収支 (C-D-E-F+G)	91,431,649	△ 146,005,628	150,483,310

※国・栃木県の単年度収支算出方法による

(2) 国民健康保険財政調整基金

(単位：円)

(単位：円)

項目	金額	基金保有額の推移	
令和5年度末基金保有額	2,790,904,545	平成30年度末	2,000,889,946
基金取崩額	0	令和元年度末	2,298,808,199
【ア】基金積立金	利子積立額	令和2年度末	2,434,381,743
	原資積立額	令和3年度末	2,599,526,191
令和6年度末基金保有額	2,849,503,733	令和4年度末	2,867,032,559

(3) 高額療養費貸付基金

①基金保有状況

(単位：円)

(単位：円)

項目	金額	基金保有額の推移	
令和5年度末基金保有額	10,054,730	平成30年度末	10,054,236
【イ】基金積立金	利子積立額	令和元年度末	10,054,334
	原資積立額	令和2年度末	10,054,435
令和6年度末基金保有額	10,060,217	令和3年度末	10,054,535
		令和4年度末	9,815,632

②貸付状況

(単位：円)

項目	件数	金額
貸付件数及び金額	0	0
償還件数及び金額	0	0

■データヘルス計画に基づく令和6（2024）年度保健事業の実績について

1 特定健康診査事業

≪評価指標 令和8年度の受診率 43.5%≫

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (参考値)
対象者数	19,743人	18,699人	17,777人	16,922人
受診者数	7,270人	7,350人	7,308人	7,274人
受診率	36.8%	39.3%	41.1%	43.0%
栃木県受診率 (市町国保)	35.6%	37.1%	38.1%	—
全国受診率 (市町村国保)	36.4%	37.5%	38.2%	—

※数値は法定報告による（4月1日現在国民健康保険に加入し、年度内異動のないもの）

※令和6年度の参考値は、特定健診等データ管理システムによる令和7年5月末時点での値

【評価】

- ・第3期データヘルス計画における令和8年度の特定健康診査受診率の評価指標は、43.5%である（ベースラインは平成27年度39.7%）。平成27年度から平成30年度の受診率は、微増であるが増加しており、県や全国平均を上回ってはいる。しかし、令和元年度においては前年度と比較し0.1ポイント減少したこと、また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、集団健診の実施が10月になったことから、実施回数が減少し、令和2年度受診率は24.5%と大幅な低下がみられた。令和3年度以降の受診率は、新型コロナウイルス感染症による受診控えの影響が軽減され、上昇傾向にある。

【改善策等】

- ・若い年齢から受診行動を定例化させる必要があるため40歳から特定健診を受診できること、集団検診ではがん検診を同時に受診できること、及び節目でのみ受けられる検診があることを、周知し勧奨していく。また、特定健診の未受診者の分析を行い、受診勧奨を行うことで受診率向上に繋げる。

## 2 人間ドック・脳ドック助成事業

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1泊ドック	25人	25人	34人
日帰りドック	702人	732人	731人
脳ドック	108人	78人	91人
合計	835人	835人	856人

### 【評価】

- ・ 全体的に、令和4年度及び令和5年度を越える利用人数となった。年齢別は、60代が最も多く408名（47.7%）、次いで70代309名（36.1%）であり、疾病の予防等への関心が高いことが見受けられた。

### 【改善策等】

- ・ 特定健診時でのチラシ配布、広報、ホームページ、みるメール等のSNSにより事業の周知を引き続き行う。
- ・ 利用申請の手続きをオンラインで行えることにより、利便性を向上し利用者数を増やしていく。

## 3 生活習慣病重症化予防対策事業

### （1）情報提供（特定健康診査受診者 7,274人中）

内訳	実施数
血糖	3,372人
血圧	2,288人
脂質	3,055人
腎機能	1,224人

## (2) 健診結果相談会

①健診結果相談会（実施回数：48回 来所者総数：657人）

来所者内訳	対象者数	来所者数
高血糖	414人	221人
高血糖+腎	212人	104人
自発	—	100人
合計	626人	425人

## (3) 訪問指導

- ・特定健康診査の結果、高血糖、高血糖+腎の者のうち健診結果相談会に未来所の者及び血糖以外の検査項目で指導が必要な者に対して、訪問で支援した。

区分	種別		計
	高血糖 高血糖+腎	その他	
実人数（初回）	83人	16人	99人
再訪問人数（年度内）	0人	0人	0人
延べ人数	83人	16人	99人

### 【評価】

- ・前年度と比較し、特定健康診査の受診者数は若干減少しているが、重症化予防の対象者（情報提供者、高血糖、高血糖+腎の者）の数は増えている。
- ・健康相談会に来られなかった者に対し、訪問指導・電話で指導後郵送で対応してる。
- ・前年度と比較し、健康相談会の来所者数の増加に伴い、対面での支援を増やすことができた。
- ・健康相談会や訪問での対面での指導ができなかった者に対しては、電話での指導を実施した。

### 【改善策等】

- ・1回の支援では受診に至らない者もいるため、医療機関の受診や継続治療を促すために、訪問や電話の支援を強化していく必要がある。



#### (4) 糖尿病性腎症重症化予防保健指導事業

≪評価指標 利用者数 15 人、 保健指導の終了率 100%≫

区分	対象者	利用者数	修了者
実人数	193 人	17 人	16 人

#### 【評価】

- ・事業の対象者(那須塩原市国民健康保険被保険者のうち上記対象者に該当) 193 人に通知し、市からの利用勧奨にて、17 人の利用があった。
- ・通知を個別性のあるものにしたことで、当事者意識を持たせ、利用者数が前年度より大幅に増えたと考える。
- ・利用者は全て 6 か月間のプログラムを終了した。
- ・利用者全員の HbA1c の維持・改善が見られ、保健指導の効果が見られた。保健指導の終了後はかかりつけ医に対面で結果報告を行い、指導内容と効果を共有した。

#### 【改善策等】

- ・個別性のある通知作成は継続実施の必要があると思われる。対象となるもののうち、就労をしている 40 代、50 代の利用がほとんどなかったため、申込方法のオンライン化など、体制を見直す必要がある。

## 4 特定保健指導事業

《評価指標 令和4年度の実施率 28.0%》

種別	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (参考値)
動機付け支援	対象者数	675人	684人	685人	626人
	実施者数	81人	124人	176人	221人
	実施率	12.0%	18.1%	25.0%	35.3%
積極的支援	対象者数	202人	205人	221人	224人
	実施者数	16人	29人	38人	57人
	実施率	7.9%	14.1%	17.2%	25.6%
計	対象者数	877人	889人	906人	850人
	実施者数	97人	153人	214人	278人
	実施率	11.1%	17.2%	23.6%	32.7%
栃木県 (市町国保)	実施率	29.9%	34.1%	34.7%	—
全国 (市町村国保)	実施率	26.9%	27.9%	28.8%	—

※数値は法定報告による（4月1日現在国民健康保険に加入し、年度内異動のないもの）

※実施者数は3か月後の評価まで終了した人数で、初回面接のみ、途中脱落者は含まない。

※令和6年度の参考値は、特定健診等データ管理システムによる令和7年5月末時点での値

### 【評価】

- ・特定健診の受診者数のうち、特定保健指導対象者の割合は、令和3年度で12.0%、令和4年度で12.0%、令和5年度で12.4%、令和6年度で12.3%とほぼ横ばいである。
- ・令和5年度はコロナによる規制が緩和されたことや、全対象者を名簿で管理し利用勧奨の状況等を細かく管理することで実施率の向上に繋げることができた。
- ・令和6年度からは、訪問や遠隔面接、対象者が希望する会場追加など、面談方法を拡充しており、令和5年度と比較し実施率が向上した。
- ・令和7年度からは、医療機関への委託を拡充し、さらなる実施率の向上を目指す。

### 【改善策等】

- ・医療機関に事業の周知を行い、医療機関で特定健康診査を受診した者で保健指導を希望する者の事業参加を促す。
- ・初回面接の機会を多く設定し、対象者の都合に合わせて実施する体制を継続する。
- ・委託事業者との連携を密に図る。

## 5 健康度アップ事業

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施人数	99 人	97 人	97 人

### 【評価】

- ・全体的に、例年と同程度の人数を維持することが出来た。
- ・事業後の効果について、利用者へのアンケートを実施したところ、約9割の方が参加前と比べて「生活習慣が改善できた」と回答し、8割を超える方が「体の調子が良くなった」と回答しており、ポジティブな意見を多くいただいた。

### 【改善策等】

- ・施設の利用者の多くは60代、70代であるため、人間ドック等を利用する際に、事業の周知、施設利用を案内し、幅広い年齢層への利用を働きかけていく。
- ・利用申請の手続きをオンラインで行えることにより、利便性を向上し利用者数を増やしていく。

## 6 重複受診対策事業

《事業対象者への通知発送割合 100%》

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
通知件数	5 人	9 人	4 人
通知発送割合	100% ( 5/5 )	100% ( 9/9 )	100% ( 4/4 )

### 【評価】

- ・KDB（国保データベース）から指導が必要な重複・多剤服薬者4名（内2名は前年度から継続）を抽出し、受診の見直しの通知を行った。通知後、かかりつけ医の相談やお薬手帳の活用を勧奨するなど、電話や訪問による指導を行ったが、改善は見られなかった。

### 【改善策等】

- ・引き続き、通知、電話、訪問により、看護師による保健指導を行っていく。

## 7 医療費適正化事業

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
通知件数	29,365件	28,445件	27,635件

### 【評価】

- ・全被保険者に対し、医療費通知を送付し、適正な医療費の給付について確認する機会を作ることができた。

### 【改善策等】

- ・引き続き、事業を継続していく。

## 8 後発医薬品普及事業

≪評価指標 後発医薬品利用率 80%≫

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
通知件数	266件	228件	161件
利用率	77.0%	78.3%	81.0%

利用率・・・後発医薬品の数量／（後発医薬品のある先発医薬品の数量+後発医薬品の数量）

### 【評価】

- ・窓口での保険証交付時、保険証の年度切替による一斉更新の通知発送時に、ジェネリック医薬品希望シールを配布または同封し、ジェネリック医薬品の使用促進を周知し、利用率80%を達成できた。

### 【改善策等】

- ・引き続き、資格確認書等の交付時に、ジェネリック医薬品の使用促進を周知していく。

## ■子ども・子育て支援金制度について

### 1 制度創設の背景と概要

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」の成立に伴い、令和8年度から各医療保険者は、被保険者から「子ども・子育て支援金」を保険料（税）として徴収する制度が創設されます。この支援金は、「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策（ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、支援の拡充、共働き・共育ての推進など）を着実に実行するための財源となり、児童手当等に充てられます。

この財源は、令和8年度から導入されます「子ども・子育て支援納付金」にて市町村から県に納付し、県から国に納付されます。

保険料（税）の具体的な算定方式については、保険者が「2方式・3方式・4方式」から設定することが提示されています。

### 2 国民健康保険における対応

国民健康保険においては、既存の「基礎賦課額（医療給付費分）」「後期高齢者支援金等賦課額（後期分）」「介護納付金賦課額（介護分）」に加えて、新たに「子ども・子育て支援納付金賦課額」が追加されます。（本制度の趣旨から、18歳に達する日以後の3月31日までのこどもの均等割額が10割軽減されます。）

栃木県では、将来的な保険税水準の統一（令和10年度までに3方式に統一）という目標を踏まえ、令和8年度の制度導入時点から、各市町で「子ども・子育て支援納付金賦課額」の算定方式を統一することが望ましいとして、現時点での栃木県の対応方針案として、以下の点が提示されています。

#### ○算定方式の統一

各市町の裁量に委ねた場合、市町間で差異が生じる可能性があるため、令和8年度の制度導入時点から、各市町で算定方式を統一して対応する。

#### ○3方式への統一

既存の賦課項目（医療給付費分、後期分、介護分）を令和10年度までに3方式に統一する方針を踏まえ、子ども・子育て支援納付金賦課額についても3方式に統一する。

#### ○国の指示があった場合

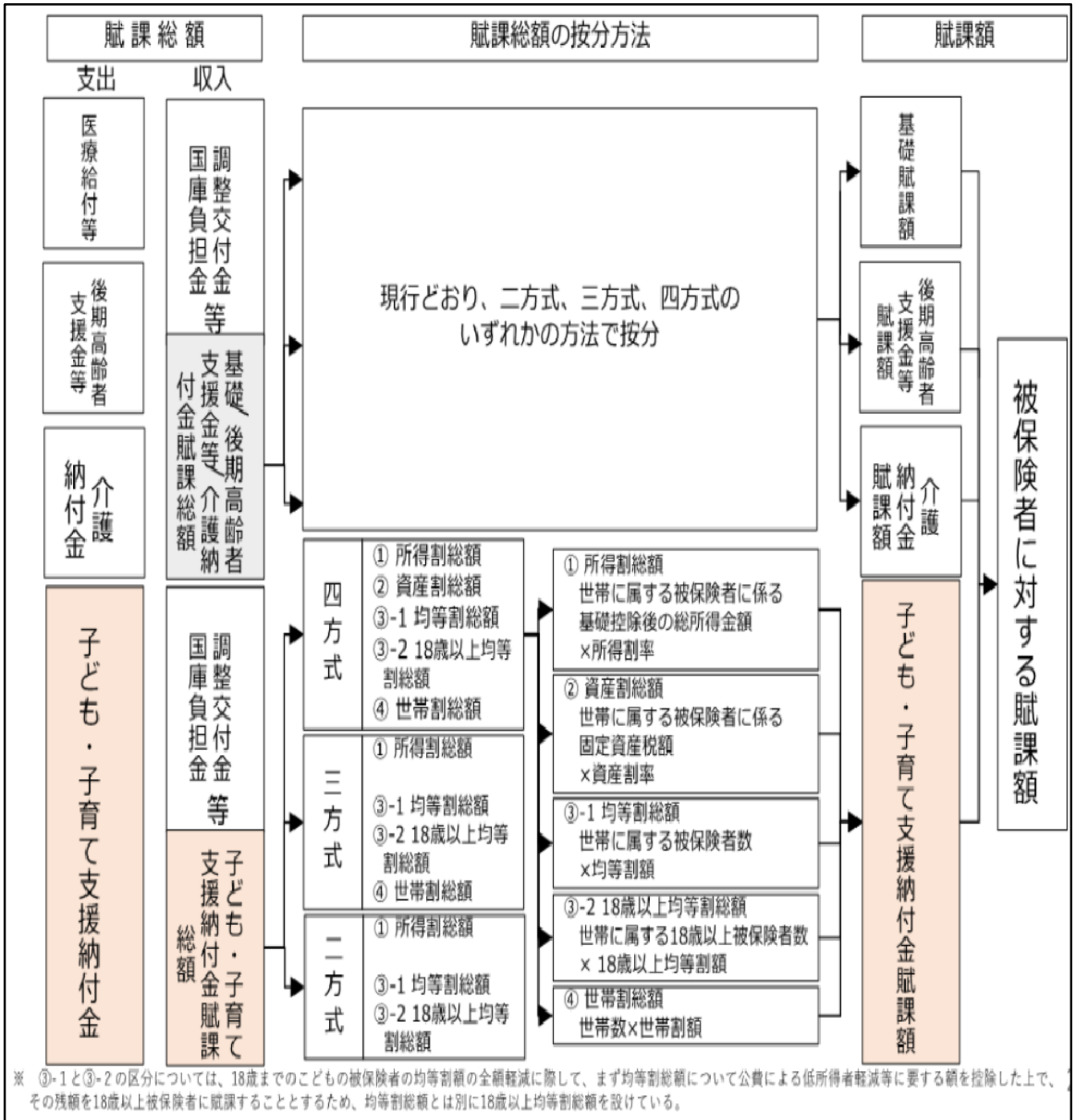
国から確定的な取扱いが示され、例えば「算定方式は国が定めた設定とする」などの場合には、上記の方針を破棄し、国の指示に従って対応する。

### 3 スケジュール

国（こども家庭庁・厚生労働省）は、令和7年12月～令和8年1月に政令、府省令の公布やガイドライン、参考条例等の発出を予定しており、令和8年4月1日に制度が施行され、国民健康保険事業費納付金等に子ども・子育て支援納付金分が追加されます。

那須塩原市においては、令和7年度中に条例改正、令和7年度～令和8年度にかけてシステム改修を行い、令和8年度から「子ども・子育て支援納付金賦課額」を徴収する予定です。

【参考】 子ども・子育て支援金制度導入後の国民健康保険制度（現段階のイメージ）



出典：子ども・子育て支援金制度に係る全国高齢者医療・国民健康保険主管課（部）長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議資料（令和6（2024）年7月1日こども家庭庁）を抜粋・一部加工



## <報告（４）>

### ■ 国民健康保険税賦課限度額の改正について

#### 1 国民健康保険税賦課限度額

##### （１）概要

- ・ 高所得者層に対する保険税負担について、受益との関連や納付意欲に与える影響等を考慮し、保険税負担の上限額となる賦課限度額が設けられています。
- ・ 令和 7（2025）年度施行の地方税法施行令により、医療給付費分の賦課限度額が 65 万円から 66 万円に、後期高齢者支援金分の賦課限度額が 24 万円から 26 万円に引き上げられました。
- ・ この引き上げにより、高所得者層に応分の負担を求めることで、中間所得者層の負担緩和を図ることができるため、那須塩原市国民健康保険税条例においても同様の改正を行うものです。

##### （２）見直しの内容

- ・ 令和 8（2026）年度における賦課限度額について地方税法施行令の基準どおりとします。

	医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	合計
改正前(A)	65 万円	24 万円	17 万円	106 万円
改正後(B)	66 万円	26 万円	17 万円	109 万円
差額 (B)－(A)	+1 万円	+2 万円	0 万円	+3 万円

#### 2 スケジュール（予定）

- （１）令和 7（2025）年 12 月 17 日：那須塩原市国民健康保険運営協議会諮問
- （２）令和 8（2025）年 3 月：市議会に那須塩原市国民健康保険税条例改正案上程



那須塩原市「国民健康保険税」税率等の推移

(単位⇒税率：%、円／賦課限度額：千円)

	医療給付費分					後期高齢者支援金分					介護納付金分					賦課限度額(合計)	国
	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額		
17年度	9.90	30.00	28,900	27,100	530						2.00	7.20	8,000	4,900	80	610	610
18年度	↓	↓	↓	↓	↓						↓	↓	↓	↓	↓	↓	620
19年度	↓	↓	↓	↓	↓						↓	↓	↓	↓	↓	↓	650
20年度	7.90	24.00	23,000	21,000	470	2.00	6.00	5,900	6,100	120	↓	↓	↓	↓	90	680	680
21年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	690
22年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	730
23年度	7.40	12.00	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	770
24年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
25年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
26年度	7.20	↓	20,000	18,000	500	↓	↓	↓	↓	130	↓	↓	↓	↓	100	730	810
27年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	850
28年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	890
29年度	↓	↓	↓	↓	510	↓	↓	↓	↓	160	↓	↓	↓	↓	140	810	↓
30年度	7.90	廃止	21,000	19,000	540	↓	廃止	↓	↓	190	↓	廃止	↓	↓	160	890	930
31年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	960
R2年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	990
R3年度	↓	↓	↓	↓	610	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	990
R4年度	7.40	↓	↓	↓	630	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	170	990	1020
R5年度	6.40	↓	↓	↓	650	↓	↓	↓	↓	200	↓	↓	↓	↓	↓	1020	1040
R6年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	220	↓	↓	↓	↓	↓	1040	1060
R7年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	240	↓	↓	↓	↓	↓	1060	1090

## &lt;報告（5）&gt;

## ■国民健康保険資格確認書等一斉更新について

## 1 概要

- ・令和6年12月2日以降、従来の健康保険証は発行されないため、令和7年度以降の一斉更新（※例年7月中旬に発送）では、マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）を利用登録されている方と、マイナ保険証を利用登録されていない方において、交付を受けるものが異なる取り扱いとなっている。

①マイナ保険証の利用登録をしている方：「資格情報のお知らせ」を交付

②マイナ保険証の利用登録をしていない方：「資格確認書」を交付

## 2 交付するものの内容

- ・「資格情報のお知らせ」：  
マイナンバーカードと合わせて利用するもの。マイナンバーカードの読取り機械がない医療機関等で利用する場合や機械の不具合等が生じた際に、マイナンバーカードと合わせて提示するもの。
- ・「資格確認書」：従来の保険証と同様に利用出来るもの。

## 3 その他

- ・後期高齢者医療保険を利用されている方（※75歳以上の方等）については、国の暫定措置（※令和8年度以降未定）により、一律に資格確認書を交付している。

## 【資料】那須塩原市国民健康保険について

## 1 被保険者加入状況

## (1) 世帯数及び被保険者数（年度末）

項目	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	年度末	対前年度比 (%)	加入率 (%)	年度末	対前年度比 (%)	加入率 (%)	年度末	対前年度比 (%)	加入率 (%)
住民基本台帳世帯数	51,913	1.2		52,458	1.0		53,115	1.3	
住民基本台帳人口	116,416	△0.3		115,840	△0.5		115,372	△0.4	
国保世帯数	16,647	△3.2	32.1	16,108	△3.2	30.7	15,697	△2.6	29.6
国保被保険者総数	26,268	△4.9	22.6	25,104	△4.4	21.7	23,984	△4.5	20.8

## (2) 介護保険第2号被保険者数平均（40歳～64歳）

	令和4年度	前年比	令和5年度	前年比	令和6年度	前年比
被保険者数(人)	8,471	△3.9%	8,143	△3.9%	7,955	△2.3%

(3) 被保険者異動状況  
人)

(単位 :

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
増	転入	1,118	1,021	1,159
	社保離脱	3,793	4,122	3,957
	生保廃止	50	48	48
	出生	62	55	44
	後期高齢離脱	3	4	2
	その他	280	268	280
	計	5,306	5,518	5,490
減	転出	943	982	987
	社保加入	3,721	3,638	3,534
	生保開始	73	82	124
	死亡	203	170	165
	後期高齢加入	1,524	1,559	1,582
	その他	193	251	218
	計	6,657	6,682	6,610
年度内増減数		△1,351	△1,164	△1,120

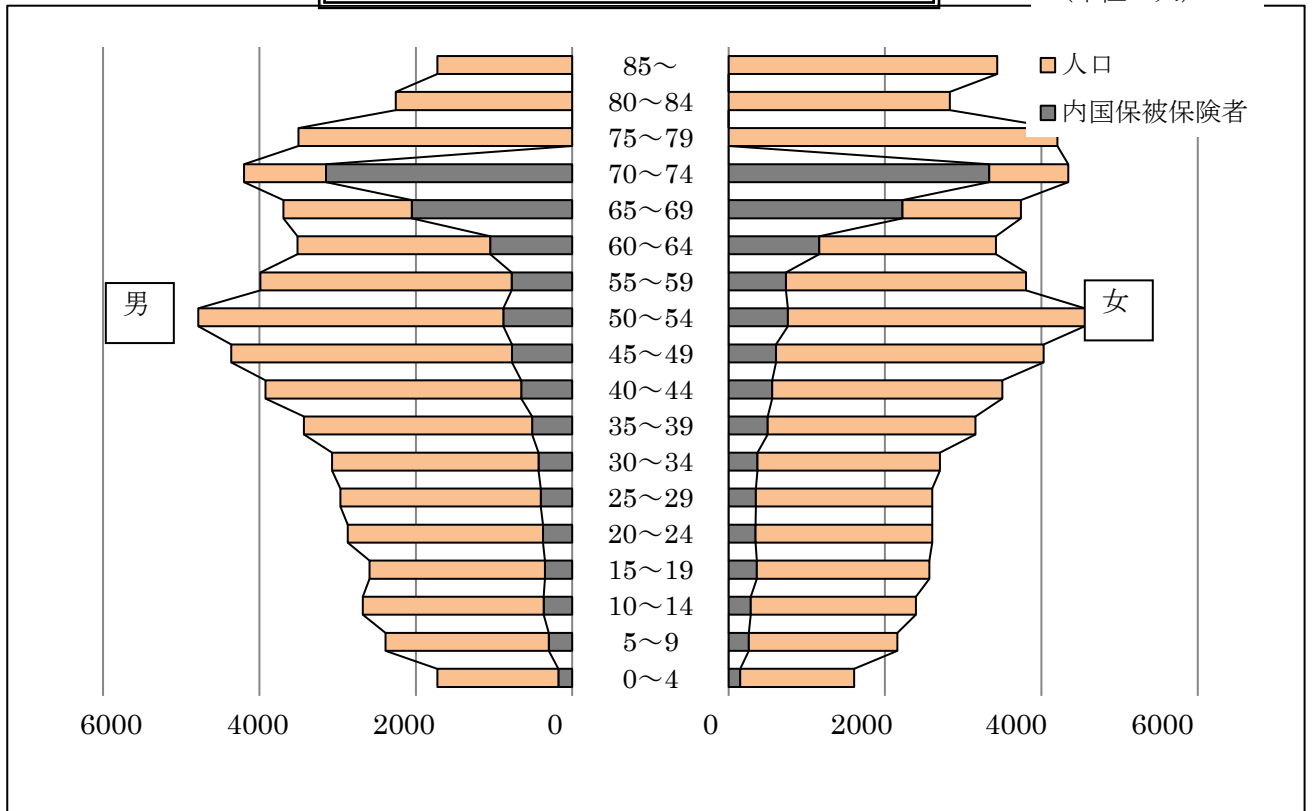
(4) 被保険者の年齢構成

年齢構成	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	国保 被保険者	全人口	国保 被保険者	全人口	国保 被保険者	全人口
0歳から4歳	439	3,783	346	3,487	323	3,329
5歳から9歳	572	4,826	587	4,744	559	4,546
10歳から14歳	703	5,198	677	5,121	650	5,074
15歳から19歳	782	5,287	727	5,252	711	5,159
20歳から24歳	782	5,560	717	5,508	720	5,475
25歳から29歳	760	5,609	746	5,561	751	5,570
30歳から34歳	808	5,942	817	5,862	802	5,774
35歳から39歳	1,072	6,880	1,009	6,722	1,016	6,590
40歳から44歳	1,300	7,856	1,221	7,705	1,207	7,423
45歳から49歳	1,477	8,920	1,440	8,688	1,377	8,392
50歳から54歳	1,607	8,822	1,641	9,044	1,637	9,338
55歳から59歳	1,505	7,178	1,500	7,479	1,508	7,792
60歳から64歳	2,410	7,039	2,336	6,972	2,209	6,934
65歳から69歳	4,948	7,864	4,653	7,645	4,276	7,429
70歳から74歳	7,078	9,186	6,797	8,864	6,479	8,541
75歳から79歳		6,536		7,044		7,704
80歳から84歳		4,774		5,041		5,084
85歳から89歳		2,989		3,036		3,059
90歳から94歳		1,528		1,512		1,519
95歳から99歳		496		502		514
100歳以上		70		68		70
計	26,243	116,343	25,214	115,857	24,225	115,316

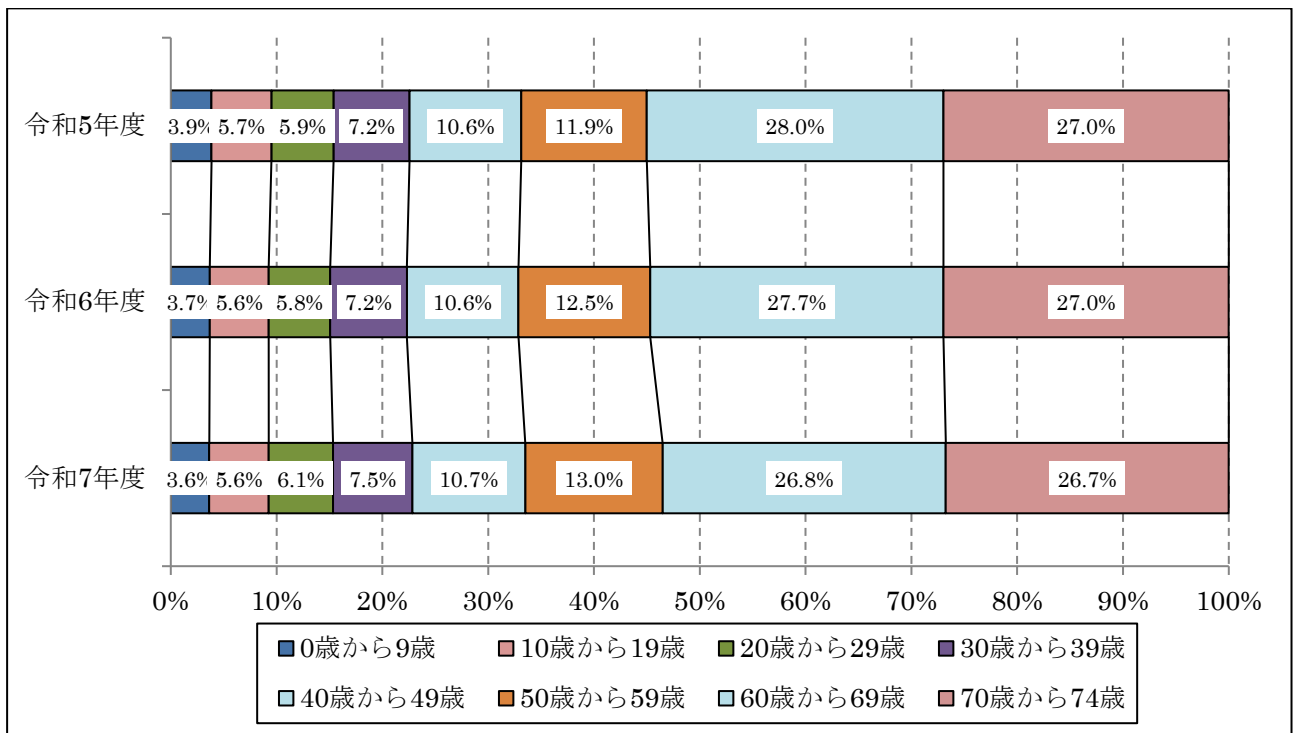
※ 各年度とも5月末日現在

令和7年5月末日現在人口ピラミッド

(単位：人)

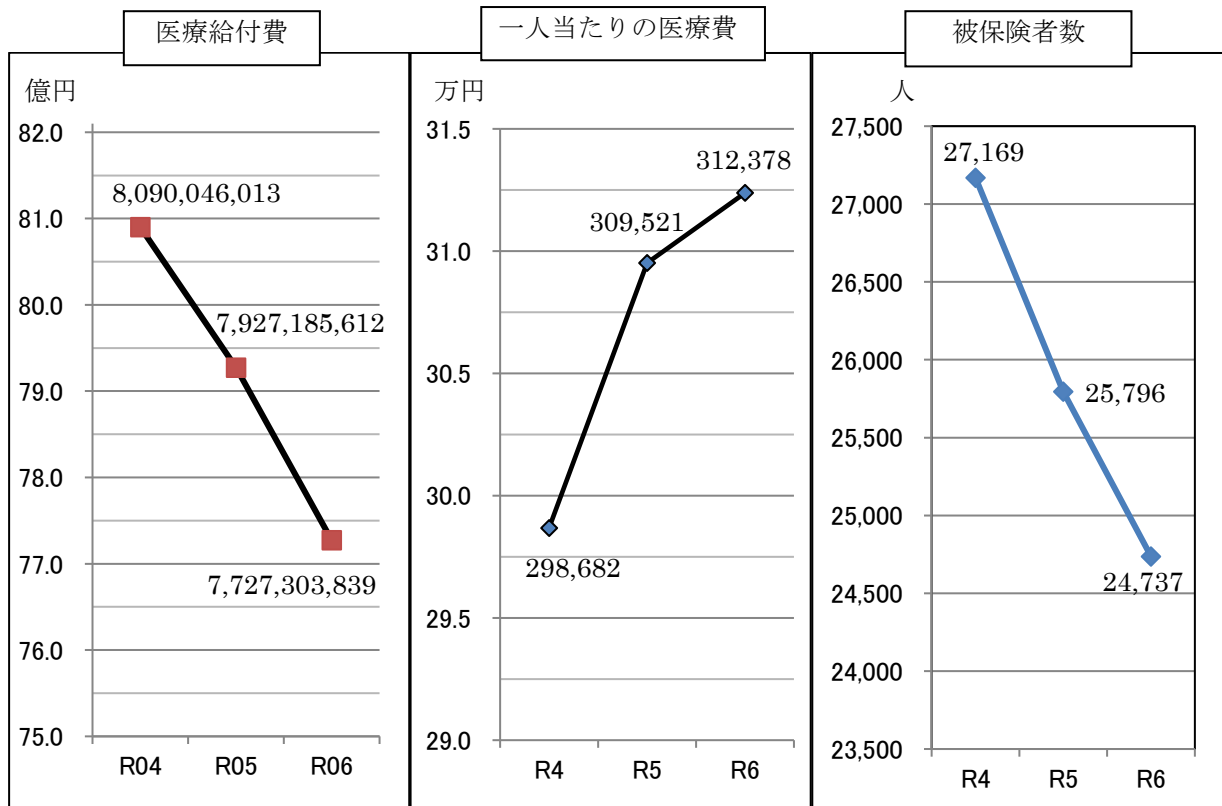


(5) 国保被保険者の年齢階層別国保加入率



## 2 給付状況

### (1) 療養給付費等の状況



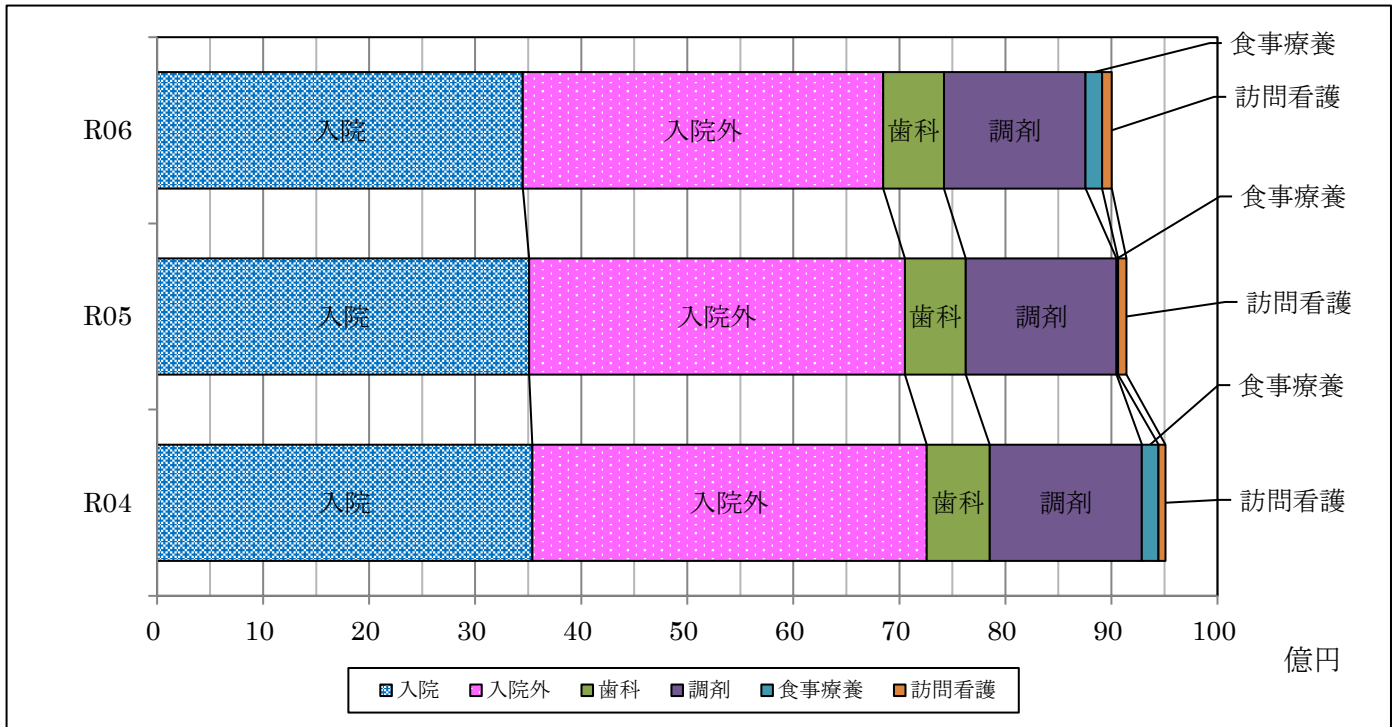
### (2) 療養の内容別内訳

(単位：円)

項目		年度		伸び率 (%) (c-b)/c	一人当たり 給付額 (円) c/d	被保険者数 令和6年度 平均 d
		令和4年度 保険給付額 b	令和5年度 保険給付額 c			
一般被 保険者	療養給付費	7,014,621,384	6,839,783,437	△2.6%	269,190	24,737
	療養費	69,648,901	64,348,518	△8.1%	2,390	
	高額療養費	1,005,775,728	1,023,053,657	△1.3%	44,437	
小計		8,090,046,013	7,927,185,612	△2.5%	312,378	
審査支払手数料		24,831,508	24,497,356	△3.9%	952	
出産育児一時金		26,442,566	25,469,696	△9.5%	500,000	
葬祭費		9,450,000	7,250,000	+13.8%	50,000	
合計		8,150,770,087	7,984,402,664	△2.5%	314,596	

※令和6年度国民健康保険事業状況報告書（事業年報）より

療養の給付等内訳



(単位：円)

区分	令和4年度	1人	令和5年度	1人	令和6年度	1人	伸び率 (%)	
	費用額	あたり	費用額	あたり	費用額	あたり		
	b	費用	c	費用	c	費用		
一般被保険者	診療費							
	入院	3,538,511,319	130,241	3,508,529,940	136,011	3,449,391,538	139,443	△1.7%
	入院外	3,719,207,307	136,892	3,544,181,391	137,393	3,397,855,242	137,359	△4.1%
	歯科	593,934,730	21,861	574,280,660	22,262	572,614,150	23,148	△0.3%
	小計	7,851,653,356	288,993	7,626,991,991	295,666	7,419,860,930	299,950	△2.7%
	調剤	1,435,993,896	52,854	1,421,420,758	55,102	1,336,021,436	54,009	△0.6%
	食事療養	156,564,201	5,763	154,360,139	5,984	155,473,071	6,285	+0.7%
	訪問看護	64,402,770	2,370	76,187,210	2,953	91,957,845	3,717	+20.7%
合計	9,508,614,223	349,980	9,278,960,098	359,705	9,003,313,282	363,961	△3.0%	

※ 費用額は、10割の額です。

### 3 国民健康保険税の算定方法

令和7年度は賦課限度額が106万円に変更になった。(令和6年度は104万円)

#### (1) 税率等 (R7)

		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 ※1
所得割額 ※2		(所得金額-43万) ×6.4%	(所得金額-43万) ×2.0%	(所得金額-43万) ×2.0%
均等割額		21,000円	5,900円	8,000円
平等割額	特定世帯以外	19,000円	6,100円	4,900円
	特定世帯 ※3	9,500円	3,050円	
	特定継続世帯	14,250円	4,575円	
限度額		650,000円	240,000円	170,000円

※1 40歳以上65歳未満の被保険者を対象として賦課する。

※2 所得割額=所得金額-基礎控除43万円に税率を乗じる。

ただし、所得金額が2,400万円を超える場合は、控除額が段階的に下がる。

※3 「特定世帯」とは、世帯構成員が国保から後期高齢者医療制度へ移行した結果、国保被保険者が1人となった世帯をいい、5年間平等割額が半額になる。(介護納付金分を除く。)

5年経過後、3年間は「特定継続世帯」として平等割額が4分の1軽減される。

#### (2) 軽減額

##### 【7割軽減】

世帯合計所得額(世帯主+被保険者+特定同一世帯所属者) ≤ 430,000円(基礎控除)

+100,000円×(給与所得者等の数-1)以下

		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
均等割額		14,700円	4,130円	5,600円
平等割額	特定世帯以外	13,300円	4,270円	3,430円
	特定世帯	6,650円	2,135円	
	特定継続世帯	9,975円	3,203円	

〈実績〉

均等割額			平等割額		
R6	5,307人	122,343,175円	R6	4,077世帯	81,530,559円
R7	4,820人	110,900,290円	R7	3,788世帯	75,286,865円

※未就学児軽減額及び産前産後軽減額を含む。

##### 【5割軽減】

世帯合計所得額(世帯主+被保険者+特定同一世帯所属者) ≤ 430,000円+305,000円×

(被保険者数及び特定同一世帯の所属者数)+100,000円×(給与所得者等の数-1)以下

		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
均等割額		10,500円	2,950円	4,000円
平等割額	特定世帯以外	9,500円	3,050円	2,450円
	特定世帯	4,750円	1,525円	
	特定継続世帯	7,125円	2,288円	



〈実績〉

均等割額			平等割額		
R 6	3,360人	52,002,325円	R 6	1,975世帯	26,559,951円
R 7	3,021人	46,934,475円	R 7	1,798世帯	24,240,241円

※未就学児軽減額及び産前産後軽減額を含む。

【2割軽減】

世帯合計所得額（世帯主+被保険者+特定同一世帯所属者） $\leq$ 430,000円+560,000円×  
（被保険者数及び特定同一世帯の所属者数）+100,000円×（給与所得者等の数-1）以下

		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
均等割額		4,200円	1,180円	1,600円
平等割額	特定世帯以外	3,800円	1,220円	980円
	特定世帯	1,900円	610円	
	特定継続世帯	2,850円	915円	

〈実績〉

均等割額			平等割額		
R 6	2,837人	17,998,340円	R 6	1,648世帯	8,863,260円
R 7	2,605人	16,518,240円	R 7	1,543世帯	8,272,205円

※未就学児軽減額及び産前産後軽減額を含む。

【未就学児軽減】

未就学児1人当たりの均等割額（低所得者軽減適用世帯別）

所得軽減措置世帯	均等割額	低所得者軽減後の均等割額	未就学児軽減額 （左記×△50%）	令和4年度以降の軽減後均等割額	軽減割合合計
軽減なし世帯	26,900円	26,900円	△13,450円	13,450円	5割
2割軽減世帯		21,520円	△10,760円	10,760円	6割
5割軽減世帯		13,450円	△6,725円	6,725円	7.5割
7割軽減世帯		8,070円	△4,035円	4,035円	8.5割

※未就学児…6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者。

〈実績〉R7年度（本算定時点）

所得軽減措置世帯	軽減該当未就学児被保数	均等割軽減額
軽減なし世帯	250人	3,416,300円
2割軽減世帯	53人	581,040円
5割軽減世帯	58人	396,775円
7割軽減世帯	69人	298,590円

【産前産後期間の軽減】

産前産後期間（単胎4か月、多胎6か月）の所得割額、均等割額の免除  
 〈実績〉R7年度（本算定時点）

所得軽減措置世帯	該当被保数	所得割軽減額	均等割軽減額
軽減なし世帯	18人	438,639円	130,432円
2割軽減世帯	1人	18,513円	5,380円
5割軽減世帯	2人	6,301円	2,240円
7割軽減世帯	2人	0円	5,907円

（3）減免

〈実績〉

		令和6年度	
		対象者数	減免額
減免事由	貧困	0人	0円
	所得減少	10人	182,300円
	災害	20人	1,916,400円
	収監	7人	354,900円
	特別	0人	0円
	旧被扶養者	79人	1,418,000円
	コロナ（R4相当分）	0人	0円
	合計	116人	3,871,600円

【貧困】

貧困により生活のため公私の扶助を受けている者が、扶助を受けている期間中に到来する納期において納付すべき税額について全額を免除する。

【所得減少】

前年の納税義務者等の所得の合計金額	所得減少の程度	減額又は免除の割合
2,000,000円以下	100分の100	全額
	100分の70以上100分の100未満	100分の70
	100分の50以上100分の70未満	100分の50
	100分の30以上100分の50未満	100分の30
3,000,000円以下	100分の100	全額
	100分の70以上100分の100未満	100分の50
	100分の50以上100分の70未満	100分の30
	100分の30以上100分の50未満	100分の10
4,000,000円以下	100分の100	全額
	100分の70以上100分の100未満	100分の30
	100分の50以上100分の70未満	100分の10
	100分の30以上100分の50未満	0

【災害】

前年の合計所得金額	損害の程度	減額又は免除の割合
5,000,000円以下	100分の30以上100分の50未満	100分の50
	100分の50以上	全額
7,500,000円以下	100分の30以上100分の50未満	100分の25
	100分の50以上	100分の50
10,000,000円以下	100分の30以上100分の50未満	100分の12.5
	100分の50以上	100分の25

【収監】

収監の開始月から終了前月までを月割で免除する。

【旧被扶養者に対する減免措置】

対象者	旧被扶養者（65歳以上）	
減免期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応能割（所得割）－制限なし（当分の間）</li> <li>・ 応益割（均等割・平等割）</li> </ul> ー資格取得日の属する月以降2年を経過する月まで	
減免の内容	所得割額	所得の状況にかかわらず、これを免除する。
	均等割額 （5割）	低所得者への7割、5割軽減該当世帯は減免を行わない。
		①軽減非該当世帯に属する旧被扶養者：5割
		②2割軽減該当世帯に属する旧被扶養者：軽減前の額の3割 （低所得者への軽減と合算して5割）
	平等割額 （5割）	低所得者への7割、5割軽減該当世帯は減免を行わない。
		①軽減非該当世帯：5割
		②2割軽減該当世帯：軽減前の額の3割 （低所得者への軽減と合算して5割）
③軽減非該当の特定継続世帯：軽減前の額の2.5割 （特定継続世帯への軽減と合算して5割）		
※旧被扶養者のみの世帯 （特定世帯を除く）	④2割軽減世帯該当の特定継続世帯：軽減前の額の1割 （低所得者及び特定継続世帯への軽減と合算して5.5割）	

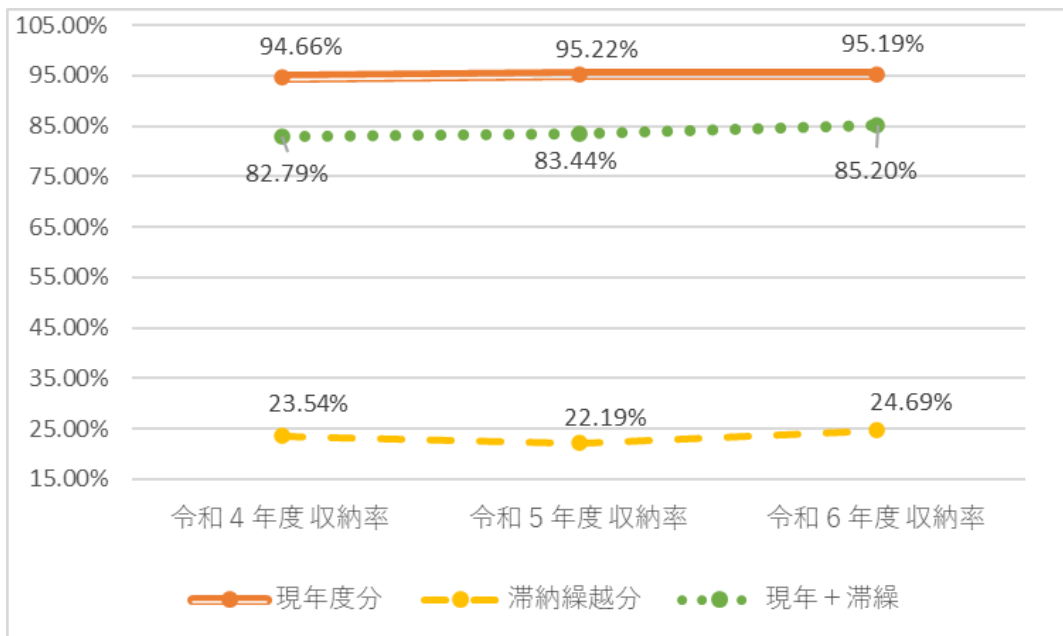
※旧被扶養者とは、国民健康保険の被保険者の資格を取得した日において65歳以上で、国民健康保険の資格を取得した日の前日において、健康保険、共済組合、船舶保険の被保険者であり後期高齢者医療制度に移行した者の被扶養者であった者。

【新型コロナウイルス感染症に係る減免の特例】（R6.3.31までの納期限分）

国からの財政支援の基準に基づき、令和5年度賦課、令和4年度相当分について新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合に減免を行う。

#### 4 国民健康保険税収納率

項	目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
現年度分	一般分	94.66%	95.22%	95.19%
	退職分	100.00%	0.00%	0.00%
	計	94.66%	95.22%	95.19%
滞納繰越分	一般分	23.60%	22.26%	24.72%
	退職分	6.69%	0.62%	1.89%
	計	23.54%	22.19%	24.69%
現年+滞繰	合計	82.79%	83.44%	85.20%



## 5 保健事業の概要（令和7年度の実施内容）

### （1）特定健康診査・特定保健指導事業

◇目的：内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した特定健康診査・特定保健指導を実施することで、虚血性心疾患や脳血管疾患等の生活習慣病の発症を予防する。

◇対象者：40～74歳の国民健康保険被保険者

◇内容：特定健康診査の結果、生活習慣病の発症リスクに応じて階層化し、積極的支援動機付け支援の特定保健指導を実施する。

◇実施方法：

特定健診	実施方法	集団健診と医療機関個別健診
	委託料	集団健診(栃木県保健衛生事業団)：1人 7,420円(税別) 集団健診(宇都宮健康クリニック)：1人 7,400円(税別) 個別健診(那須郡市医師会)：1人 9,894円(税別)
	自己負担	無料
特定保健指導	実施方法	積極的支援、動機付け支援とも委託 ●動機付け支援：腹囲+1項目 初回面接（80分）を実施し、3か月後に腹囲や体重、生活習慣改善等の評価を行う。 ●積極的支援：腹囲+2項目 初回面接（80分）を実施し、3か月間継続して指導を実施し、3か月後に腹囲や体重、生活習慣改善等の最終評価を行う。
	委託料	栃木環境装置株式会社 積極的支援：1人 26,000円(税別) 動機付け支援：1人 8,000円(税別) 株式会社カワチ薬品 積極的支援：1人 28,300円(税別) 動機付け支援：1人 12,200円(税別) 国際医療福祉大学病院 積極的支援：1人 22,836円(税別) 動機付け支援：1人 7,700円(税別) 那須赤十字病院 積極的支援：1人 22,836円(税別) 動機付け支援：1人 7,700円(税別) 那須北病院 積極的支援：1人 22,836円(税別) 動機付け支援：1人 7,700円(税別) 栃木県保健衛生事業団 積極的支援：1人 36,000円(税別) 動機付け支援：1人 12,000円(税別) 宇都宮東病院 積極的支援：1人 29,000円(税別) 動機付け支援：1人 11,000円(税別)
	自己負担	無料

## (2) 人間ドック・脳ドック助成事業

- ◇目的：人間ドック等を実施することで、疾病の予防、早期発見・早期治療を図る。
- ◇対象者：30歳～74歳の国民健康保険被保険者で、国民健康保険税の未納がない人
- ◇助成額：1泊ドック：33,000円　日帰りドック：20,000円　脳ドック：20,000円

## (3) 重症化予防対策事業

- ◇目的：生活習慣病の重症化を予防するため、適切な情報提供及び保健指導、受診勧奨等を行い、健康の保持増進及び将来的な医療費の適正化を図る。

### ◇対象者：

#### ①情報提供

- (ア) 血糖：空腹時血糖 100 mg/dl 以上 126 mg/dl 未満又は HbA1c 5.6%以上 6.5%未満
- (イ) 血圧：収縮期血圧 130 mm Hg 以上又は拡張期血圧 85 mm Hg 以上
- (ウ) 脂質：中性脂肪 150 mg/dl 以上又は LDL コレステロール 120 mg/dl 以上又は HDL コレステロール 40 mg/dl 未満
- (エ) 腎機能：尿蛋白（+）以上又は eGFR 60 未満

#### ②保健指導

- 糖尿病：空腹時血糖 126 mg/dl（随時血糖 200 mg/dl 以上）又は HbA1c 6.5%以上
- 血圧：収縮期血圧 140 mm Hg 以上又は拡張期血圧 90 mm Hg 以上

### ◇実施方法：

- ①情報提供対象者に対し、各種疾病への理解や生活習慣改善に関する資料を配布する。
- ②保健指導対象者に対し、次の項目の保健指導を結果相談会や訪問で行う。
  - (ア) 生活習慣病の重症化予防に関する個別指導
  - (イ) 各種疾病への理解や生活習慣病の重症化予防に関する資料の配布
  - (ウ) 必要時受診勧奨
- ③その他健康に必要な指導及び啓発

### ◇支援者：

保健師、看護師、管理栄養士

## (4) 糖尿病性腎症重症化予防保健指導事業

- ◇目的：糖尿病性腎症が重症化するリスクの高い方に対して、市と医療機関が連携して保健指導を実施することにより、糖尿病性腎症の重症化の予防に寄与する。

### ◇対象者：

- ①市の特定健康診査を受診した方のうち、空腹時血糖 126 mg/dl 以上（随時血糖 200 mg/dl）以上又は HbA1c 6.5%以上で、かつ、尿蛋白（±）以上又は eGFR60ml/分/1.73 m<sup>2</sup>未満
- ②最近1年間に糖尿病受療歴がある方

### ◇実施方法：

- ①那須塩原市糖尿病性腎症重症化予防保健指導事業実施要綱に基づき事業者に委託して実施する。
- ②対象者に個別通知し、希望者に対して保健指導（1人当たり6か月間）を実施する。

### ◇支援者：

保健師、看護師、管理栄養士

(5) 健康度アップ事業

- ◇目的：運動指導の専門家により個人に合った運動指導を実施することで、運動習慣の定着を支援し、内臓脂肪症候群の予防・改善を図る。
- ◇対象者：40～74歳の国民健康保険被保険者で、国民健康保険税の未納がない人
- ◇実施方法：3か月1コース。市内の健康増進施設等（7施設）に委託して実施する。
- ◇助成額：13,398円（個人負担金：5,742円）

(6) 重複受診対策事業

- ◇目的：対象者に対し、適正な受診を促し、被保険者の医療費負担及び身体への負担の軽減を図るとともに、医療費の削減により国保財政運営の安定化を図る。
- ◇対象者：①3か月連続して、1か月に同一疾病での受診医療機関が3か所以上の人で、保健指導を要すると認められる人  
②3か月連続して、1か月に同一薬剤又は同様の効能・効果を持つ薬剤を複数の医療機関から処方されている人
- ◇実施方法：重複受診者に対し、通知、電話、訪問等により適正な受診を促す。
- ◇通知内容：投薬状況（処方月、処方医療機関、処方薬剤名、数量、適応）を記載する。

(7) 医療費通知事業

- ◇目的：国民健康保険被保険者に医療費に関する受診状況を報告し、適正な医療費の給付について確認する機会を作る。
- ◇対象者：全被保険者
- ◇実施方法：1年間に2回、世帯主宛てに通知する。
- ◇通知内容：医療機関名、受診者名、受診年月、診療日数、入院・外来・歯科・調剤別、医療費の額の6項目を記載する。

(8) 後発医薬品普及事業

- ◇目的：後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進により、被保険者の医療費負担の軽減を図ると共に、医療費の削減により国保財政運営の安定化を図る。
- ◇対象者：20歳以上の被保険者で、投与期間7日以上、1薬剤当たり100円以上の差額、又はジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額（医薬代のみ）が、月500円以上軽減される見込みがある人
- ◇実施方法：1年間に1回、対象者宛てに通知する。
- ◇通知内容：医薬品名、自己負担相当額、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に軽減できる自己負担額を記載する。